

平成18年6月7日

## 平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年6月4日（日）13:30～15:30
- 場 所 佐世保市中部地区公民館 研修室
- 講 演 者 東京経済大学現代法学部教授 村 千鶴子
- 参加人員 140名

### 1 講演内容の概要について

【テーマ】 《 悪徳商法から身を守る ～ 消費者はなぜ、だまされるのか 》

#### 【最近の悪質商法の傾向と消費者被害の急増】

- (1) 振り込め詐欺・・・初期対応の重要性
  - ・2ヶ月位で次々と手口ががらりと変わる。
  - ・融資保証金（貸します）詐欺被害が2倍増。
- (2) 手口の多様化と悪質化
  - ・「儲かる」話の被害の増加。
  - ・事業者の倒産による消費者被害の多発。
- (3) 被害の高額化
  - ・クレジットの利用、サラ金被害・・・お金がなくても被害に遭う。
- (4) あらゆる世代がねられる（年齢層によって商品や傾向が異なる）
- (5) 被害者名簿の流通による被害多発
  - ・次々販売、二次被害、各種の振り込め詐欺
  - ※ 被害防止が一番、被害にあったことに気づいたらすぐ、センター等に相談
  - ※ お金を払い続ける人が一番ねられる
- (6) 被害回復の困難な事例増加
  - ・加害者不明（匿名性・・・振り込め詐欺）
  - ・加害者倒産（計画的？）

#### 【最近の被害例から身近なものを中心に】

- (1) 点検商法
  - ・無料点検、格安点検・・・特定商取引法違反
  - ・悪質リフォーム（高齢者被害だけではない）
  - ・黙っていると二次被害、次々販売被害へ

例；消防署の名を騙る住宅用火災警報器の訪問販売（8万～10万）

※ 火災警報器設置の義務づけ（消防法 H18.6.1～）・・・ 新築住宅

※ 既存住宅については H23.6.1 までに、条例を制定

『対応』

- ・ 設置については信頼できる店を選ぶ。
- ・ 訪問販売の時、信頼できるかどうか不明なときは契約しない。家に入れない。
- ・ 一流企業や行政を騙るときはとりあえず、名刺をもらい、104で確認をする。すぐさま、契約をしないこと。

（火災報知機器の価格は5,000円～1万円、自分でも取付可。）

(2) キャッチセールス・・・「モデルになりませんか」「アンケートに答えて」「手相を見せて」「人生の転換期ですね」本当の目的をかくしてのセールストーク。

(3) 催眠商法・・・会場に誘うときは商品や目的を告げなければならない。

（悪質商法の共犯者にならないためにも会場には行かないこと）

(4) 「収入が得られる。」というセールストーク

- ・ マルチ商法、内職商法

(5) 振り込め詐欺

- ・ おれおれ詐欺の多様化（あせらせる手口）

教員・・・交通事故、セクハラ、体罰

会社員・・・使い込み、セクハラ

※ いきなり、電話がかかってきて、お金を振り込めばその日の内に、話が解決するようなことは世の中にはない。深刻であればあるほど、調査に日数が必要。個人情報を集め、対象を絞って信用させる。

1件あたりの被害額が増加

『対応』 ①まず、電話を切る ②104で確認・・・おかしいという感覚が必要

- ・ 架空請求

携帯ワンクリック（友人を装ったメール）、はがき

※ 絶対に相手へ連絡しないこと。

★ 「特別送達」・・・郵便送達報告書に受領者の署名、押印するようにと郵便局員が直接、来訪する。書類は裁判所へ送られ、裁判手続きが進む。

- ・ 貸します詐欺＝融資保証金詐欺

有名企業、公的機関をかたるDMに注意

※ 無視することが被害防止のポイント、機関の名称をネットや104で確認し、本店に訊ねる。

(払ったり、連絡すると個人情報をもまれる。恐喝にエスカレートも。連絡先に電話するのは危険。)

(6) 利殖商法 (規制緩和と自己責任)

- ・元本保証は出資法違反 …… 詐欺会社が多い
- ・外国為替証拠金取引 …… 危険な取引 (国の登録有り、ハイリスク)
- ・新手法の詐欺商法 …… 未公開株、各種のファンド  
(未公開株はセールスしない。勧誘があったらおかしいと判断する。)

『対応』

- ・取引をするなら、登記簿謄本を取り寄せ、直接調査し、自己責任で。
- ・相談弁護士は早めに。

(7) 広告などを鵜呑みにしない。

例 ; 「メシマコブ」 …… 「がんが消えた」薬事法違反、広告禁止で書類送検

例 ; 「アガリスク」 …… 「病気が治る」特商法、薬事法、健康増進法、広告表示違反

※ 大げさな効果は大きな副作用があると思われる。

【被害防止のポイント】 …… 特定商取引法のルール

(1) 改正特定商取引法

- ・勧誘に先立って、最初に業者名、セールスマンの氏名、契約の勧誘目的、販売のしている商品などの種類の明示が必要。
- ・目的を隠して、公衆の出入りしない場所に誘引して勧誘する行為は犯罪として禁止。(6ヶ月以下の懲役、または、300万円以下の罰金、もしくは併科)

(2) 訪問販売、マルチ商法などはクーリング・オフ制度がある。

- ・訪問販売 …… 8日間
- ・マルチ商法、内職商法 …… 20日間

2 受講者からの質問と回答 (主なもの) について

質問はありませんでした。

長崎県消費生活センター

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。